

野生獣被害防止対策事業補助金の交付申請にあたって

近年、イノシシ、アライグマ、キョンなどの野生獣（鳥類は含みません）が住宅地へ出没することが増え、住宅敷地へ侵入し、庭や、花壇を荒らし、生活環境に影響を及ぼすことが増加しているため、その生活環境維持・保全のため住宅敷地内へ野生獣が侵入することを抑止するために設置するネット柵やワイヤーメッシュ柵の購入に際し、補助金を交付するものです。

交付対象要件（以下の全てに該当していること）

- ① 御宿町に住民票がある
- ② 町税に滞納が無い
- ③ 実際に野生獣による被害を受けた土地又は受ける恐れがある土地
 - ※恐れがあるとは隣や向かいの庭や畑が被害を受けているもの。
 - ※鳥類の被害は含みません。
- ④③の敷地内に居宅又は店舗、旅館、工場等で営業活動している家屋を有している
 - ※生活環境被害（野生獣の侵入）を防止することを目的としているため、必ず敷地内に家屋等を有していなければなりません。
- ④野生獣侵入防止用のネット柵、ワイヤーメッシュ柵を購入し設置する予定がある
 - ※付随して購入する杭等についても補助対象となりますが、基礎打ちをするような、容易に移動・撤去ができないものは対象となりません。
 - ※電気柵や有刺鉄線、屋外装飾用（ガーデンシグ）のものや、音波式・発光式の獣害対策器は対象外です。
- ⑤申請する敷地が他の獣害対策補助金等の助成を受けていない
 - ※農地等で別の補助金対象となる場合は申請対象となりません。

注意事項 ※必ず確認してください

- 申請や設置に際し、他の法律、規則はもとより地区計画等に抵触しないか必ず確認してご申請ください。
- 設置に際して、土地、建物の所有者の承諾、確認は申請者が責任をもって行ってください。
- この補助金は住宅地の生活環境を維持するため、住宅敷地等への野生獣の侵入防止を目的としており、捕獲や殺傷を目的としていませんので、野生獣が敷地内に侵入したときや、ネットや柵にかかってしまった時の処理や対応は、各個人で行うこととなります。

手続きの流れ

申請者

町

※購入済みの資材は補助金申請できません。

購入前に交付決定を受けてください。

補助金交付申請書 (①) 提出

※写真等の添付書類を
忘れずに提出してください。

受付審査後 交付決定通知書 (②) を送付

②を受領後 購入・設置
設置後実績報告書 (③) 提出

※写真等の添付書類を
忘れずに提出してください。

※交付決定後に、申請内容に変更が生じた場合は、
変更 (取下げ) 届出書を提出してください。

受付審査後 交付確定通知書 (④) を送付

④を受領後 補助金交付請求書 (⑤) 提出

受付後 補助金振込手続き

※振込は請求書の提出日後、2週間～4週間かかります。